(平成30年6月22日作成)

事務名 貯蔵施設の設置変更許可及び特定供給設備の設置変更許可

作成部署 多摩環境事務所管理課液化石油ガス担当 電話042-525-4772

フ

口

《事務処理フロー図》 計 10 日 標準処理期間 申 申請 変更許可書交付(窓口) 請 者 通 知 多摩環境事務所管 1 目 5 日 1 目 3 目 形式審查 実質審査 現場調査 決定手続 理 課

《事務処理フロー図の説明》						
項番	項		Ħ		説明	
1	形	式	審	査	提出された申請書に記載漏れが ないかどうか、添付書類がそろっ ているかどうかを審査します。	
2	実	質	審	查	申請書の内容について審査基準 (液化石油ガス法第37条の2第1 項)を満たしているかどうかを審査 します。	
3	現	場	調	査	貯蔵施設・特定供給設備の設置 変更許可申請について現地調査 を行い、申請書に記載されている 現状について確認します。	
4	決	定	手	続	変更許可の諾否について、管理課長が決定します。	
5	変更	許可	可書	交付	申請者に通知します。	